

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成28年3月28日付け答申第123号)

1 事案の概要

H26.12.15 異議申立人

情報公開条例（以下「条例」）に基づき、知事（以下「実施機関」）に対し、開示請求。

H26.12.16 実施機関

当該開示請求に形式上の不備があるとして、条例第6条第2項の規定に基づき、異議申立人に対し、補正通知書を送付。

H27.1.8 異議申立人

実施機関に対し、当該補正通知書に対する補正書を提出。補正された開示請求の内容は、次のとおり。

実施機関（熊本県知事）が熊本県情報公開審査会へ提出した「行政文書の不開示決定等に係る理由説明書」（平成25年11月20日付け情公審第16号）は、不開示理由について、「その（農家）根拠となった資料の内容は、個人の生活状況を明らかにする個人に関する情報である」等というものであった。だが、意見書における「農家」記載は 氏の人権を軽視した許しがたいものであったことから、そこで当該曝露と当該生活状況（農家）とがどのような因果関係にあるのか、この根拠資料及び調査記録の開示を求める。（以下「本件開示請求1」）。

当該記載に至る経緯の議事録・協議録。（以下「本件開示請求2」）。

意見書は、環境省環境保健部特殊疾病対策室の担当者が意見書試案を作成し、中村証人が完成させた。そこで、県は当該記載した資料を環境省に提供したのか。それとも、環境省からの指示によるものなのか。このときの記録。（以下「本件開示請求3」）。

当該意見書における当該記載は 氏のメチル水銀曝露を否定するために意図したものであったことから、このことについての環境省及び中村証人との協議内容。（以下「本件開示請求4」）。

平成25年12月27日付け「行政文書の不存在による不開示決定通知書」（熊本県指令水保審第22号）には、不開示理由について、「当該（水俣病認定）業務に係る訴訟における医学的説明に関する事柄については環境省が対応」とあった。当該理由書においても「農家」記載があったことから、当該記載は環境省の指示によるものなのか。このときの記録。（以下「本件開示請求5」）。

県は「上告受理申立て理由書」における当該記載も医学的説明と考えているのであれば、この根拠資料の開示を求める。そうでないとするのであれば、当該記載に至った経緯の記録。（以下「本件開示請求6」）。

H27.1.28 実施機関

本件開示請求について、保有する行政文書について対象文書の有無を検討

し、本件開示請求に係る行政文書については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」）。

H27.3.6 異議申立人

本件不開示決定を不服として、異議申立て。

H27.3.17 実施機関

情報公開審査会に諮問（諮問第166号）。

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

- ・本件不開示決定の取消しを求める。
- ・県が、福岡高裁に提出した「意見書」における「農家」の根拠となった資料について、環境省は作成・取得していないことからすると、本件訴訟の当事者は熊本県であることから、実施機関が不存在のため不開示とした本件開示請求1、2、3及び4は作成したはずであり、これを特定し、開示することを求める。
- ・県だけで 氏の人権を軽視した上告受理申立て理由書を完成させることはできないことから、本件開示請求5及び6に関する行政文書は存在していたはずであることから、異議申立人は、不開示理由には到底承服できないのである。

(2) 実施機関

本件開示請求1、2、3及び4について、意見書の作成に関しては環境省が対応したため、請求に係る資料は存在せず、また、本件開示請求5及び6について、上告受理申立て理由書の作成過程に係る記録は、存在していないことから不開示と決定した。

3 審査会の判断

(1) 結論

実施機関が行った本件不開示決定は、妥当である。

(2) 理由

本件開示請求1、2、3及び4について

本件訴訟については、法務大臣権限法の規定に基づき、県が、法務大臣に対して訴訟の実施を請求し、国と役割を分担しながら対応している状況において、本件開示請求に係る意見書の作成については環境省がその役割を担当し、当該意見書における「農家」との記載は、国が共有する訴訟提出資料を基に行っているため、本件開示請求1、2、3及び4に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

本件開示請求5及び6について

本件訴訟については、法務大臣権限法の規定に基づき、県が、法務大臣に対して訴訟の実施を請求し、国と役割を分担しながら対応している状況において、上告受理申立て理由書の作成については県がその役割を担当し、当該理由書における「農家」との記載は、本件訴訟に係る第一審判決において事実認定された職業歴から県が記載したものであって、環境省からの指示はないため、本件開示請求

5及び6に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

(3) 付帯意見

実施機関は、不存在による不開示決定を行う場合、その理由を提示しなければならないが、この理由の提示については、開示請求者が不存在の理由を明確に認識しうるものであることが必要であると解されており、不開示情報の内容が明らかにならない限度において具体的に示さなければならない。

しかし、本件不開示決定通知書に記載された内容を見分する限り、その内容は、開示請求者が、実施機関が開示請求に係る行政文書を保有していない理由について、明確に認識しうるものとはいえない。

今後、実施機関においては、情報公開制度の趣旨を踏まえ、不開示決定に係る理由付記の重要性を十分に認識し、適切な説明が行われることを強く望むものである。

諮問実施機関	：熊本県知事
諮問日	：平成27年 3月17日（諮問第166号）
答申日	：平成28年 3月28日（答申第123号）
事案名	：水俣病関係訴訟における「意見書原案」作成に係る「根拠資料」、 「調査記録」及び「議事録」等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、水俣病関係訴訟（以下「本件訴訟」という。）における「意見書原案」の作成に係る「根拠資料」、「調査記録」及び「議事録」等について、平成27年1月28日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成26年12月15日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、開示請求を行った。
- 2 平成26年12月26日、実施機関は、当該開示請求に形式上の不備があるとして、条例第6条第2項の規定に基づき、異議申立人に対し、補正通知書を送付した。
- 3 平成27年1月8日、実施機関は、異議申立人から、当該補正通知書に対する補正書を受領した。補正された開示請求の内容は、次のとおりである。

実施機関（熊本県知事）が熊本県情報公開審査会へ提出した「行政文書の不開示決定等に係る理由説明書」（平成25年11月20日付け情公審第16号）は、不開示理由について、「その（農家）根拠となった資料の内容は、個人の生活状況を明らかにする個人に関する情報である」というものであった。だが、意見書における「農家」記載は氏の人権を軽視した許しがたいものであったことから、そこで当該曝露と当該生活状況（農家）とがどのような因果関係にあるのか、この根拠資料及び調査記録の開示を求める。（以下「本件開示請求1」という。）

当該記載に至る経緯の議事録・協議録。（以下「本件開示請求2」という。）

意見書は、環境省環境保健部特殊疾病対策室の担当者が意見書試案を作成し、中村証人が完成させた。そこで、県は当該記載した資料を環境省に提供したのか。それとも、環境省からの指示によるものなのか。このときの記録。（以下「本件開示請求3」という。）

当該意見書における当該記載は 氏のメチル水銀曝露を否定するために意図したものであったことから、このことについての環境省及び

中村証人との協議内容。(以下「本件開示請求4」という。)

平成25年12月27日付け「行政文書の不存在による不開示決定通知書」(熊本県指令水保審第22号)には、不開示理由について、「当該(水俣病認定)業務に係る訴訟における医学的説明に関する事柄については環境省が対応」とあった。当該理由書においても「農家」記載があったことから、当該記載は環境省の指示によるものなのか。このときの記録。(以下「本件開示請求5」という。)

県は「上告受理申立て理由書」における当該記載も医学的説明と考えているのであれば、この根拠資料の開示を求める。そうでないとするのであれば、当該記載に至った経緯の記録。(以下「本件開示請求6」という。)

- 4 平成27年1月28日、実施機関は、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、本件開示請求に係る行政文書については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定(以下「本件不開示決定」という。)を行った。
- 5 平成27年3月6日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 6 平成27年3月17日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 県が、福岡高裁に提出した「意見書」における「農家」の根拠となった資料について、環境省は作成・取得していないことからすると、本件訴訟の訴訟当事者は熊本県であることから、実施機関が不存在のため不開示とした本件開示請求1、2、3及び4は作成したはずであり、これを特定し、開示することを求める。
- (2) 実施機関が、平成25年12月27日付け熊本県指令水保審第22号をもっての処分とした「行政文書の不存在による不開示決定通知書」の不開示理由は、認定業務に係る訴訟の対応は環境省とのことと、当該答申(平成27年2月6日付答申第117号)における実施機関の説明は「他の訴訟にも使用」とのことからして、熊本県だけでは本件訴訟の対応はできなかったことから、本件開示請求3及び4に関する行政文書は

存在しているはずであることから、異議申立人は、不開示理由には到底承服できないのである。

- (3) 訴訟に係る上告受理申立て理由書中の「農業」の根拠となった資料について、平成25年7月1日付けで、熊本県知事に「上告受理申立て理由書中の『農家』と記載した、この根拠となった資料。」等の開示請求をしたところ、実施機関から同年8月13日付けで、「行政文書不開示決定通知書」（熊本県指令水保審第17号）が届いた。

実施機関は、当該処分をした理由について、「個人に関する情報であって、文書名を明らかにするだけで個人に関する不開示情報を開示することになるため、文書名も明らかにしない不開示とする。」と記載されていた。

当該通知書からすると、実施機関が不存在のため不開示とした本件開示請求5及び6は作成したはずであり、これを特定し、開示することを求める。

- (4) 県だけで 氏の人権を軽視した上告受理申立て理由書を完成させることはできないことから、本件開示請求5及び6に関する行政文書は存在していたはずであることから、異議申立人は、不開示理由には到底承服できないのである。
- (5) 熊本県が、 氏に関する情報を保護しているのであれば、上告受理申立て理由書中に農業や作為性等という記載はしなかったはずであり、それをあえて最高裁判所に提出するのであれば、本件開示請求5に関する行政文書は存在していたはずであることから、不開示理由は、実施機関が異議申立人を欺くものである。
- (6) 県が、 氏の情報を個人の心身に関する情報として考えているのであれば、上告受理申立て理由書において当該記載するはずがなく、それをあえて中村意見書及び上告受理申立て理由書に記載するのであれば、本件開示請求1及び5に関する行政文書は存在していたはずであることから、異議申立人は、不開示理由には到底承服できないのである。
- (7) 県が、中村意見書及び上告受理申立て理由書において不当な記載をするのであれば、本件開示請求1及び6の行政文書は当然存在したはずであることから、不開示理由は、県がおかした 氏に対する人権侵害を隠蔽するものである。
- (8) 県は、上告受理申立て理由書中に、「農家」と記載（作為性等も含む）するのであれば、それだけの科学的・医学的根拠資料が必要なことから、本件開示請求6に関する行政文書は存在していたはずであり、不開示理由は、実施機関の虚偽の理由にほかないのである。
- (9) 実施機関が、本件開示請求1及び6に関する行政文書を開示しようとししないのは、現在、係争中の水保病裁決に影響（敗訴）することをおそ

れて、本件不開示決定の理由としたもので、これは、熊本県情報公開条例に反する行為である。

- (10) 中村意見書における「農家」記載は、熊本県が、 氏を「ニセ患者」と見なすものであったことから、県は、本件不開示決定通知書において謝罪の意を表わすべきところを、実施機関は無責任な姿勢を示したことから、異議申立人は憤りを感じずにはいらなかった。
- (11) 中村意見書における「農家」記載は、熊本県及び環境省(＝中村証人)が 氏を「ニセ患者」と見なすもので、これは、 氏の人権を軽視した何物でもない。そこで、異議申立人は、この問題を通して、熊本県の人権意識を問うことを目的としたものが、今回の異議申立てである。
- (12) 以上のとおり、実施機関が、行政文書の不存在を理由として不開示した判断は「不当」であり、異議申立人は当該処分を取消しを求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書での説明内容は、次のとおりである。

本件開示請求1、2、3及び4について、意見書の作成に関しては環境省が対応したため、請求に係る資料は存在せず、また、本件開示請求5及び6について、上告受理申立て理由書の作成過程に係る記録は、存在していないことから不開示と決定した。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について、調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件不開示決定の妥当性について

(1) 本件開示請求1、2、3及び4について

異議申立人は、県が、本件訴訟に係る認定申請者が農家であることを理由として、メチル水銀ばく露を否定したと主張しており、本件開示請求1及び2において、当該ばく露と生活状況とがどのような因果関係にあるのかが分かる根拠資料等の開示を求めている。

このため、当審査会としては、当該ばく露と生活状況との因果関係について、実施機関内部で検討を行ったとすれば、その際に使用した資料等が本件開示請求1及び2に係る行政文書に該当するのではないかと考えたことから、このことについて、実施機関に説明を求めたところ、本件訴訟に係る認定申請者の職業歴が農業であることは、本件訴訟に係る第一審判決において事実認定をされているため、実施機関内部で検討を行った事実はないということであった。

また、異議申立人は、本件開示請求 3 及び 4 において、環境省が、本件開示請求に係る意見書に「農家」と記載したことに関し、県が環境省に対して提供した根拠資料及び環境省との協議録等を求めていることから、このことについて、実施機関に説明を求めたところ、次のとおりであった。

ア 水俣病認定業務は法定受託事務であり、争訟の結果は当該業務の根拠法令若しくはその解釈又は国の施策等、国の利害に影響を及ぼすことから、「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」（昭和 22 年法律第 194 号。以下「法務大臣権限法」という。）第 7 条に基づいて、法務大臣に訴訟の実施を請求している。

イ 国の訴訟指揮のもと、水俣病の医学的知見や公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）や制度に関する部分は主に環境省が担当し、実務的な審査の内容などについては、主に県が担当している。

ウ 本件開示請求に係る意見書の作成については、環境省が担当している。

エ 環境省が当該意見書に「農家」と記載したことについては、本件訴訟に係る認定申請者の職業歴が農業であることが、第一審判決において事実認定をされており、法務省が、県の代理人として活動する範囲で、証拠として提出された資料を共有しているため、環境省も当該資料を確認した上で記載したものと考えている。

オ 県から環境省に対し、根拠資料を提供した事実等はない。

本件訴訟については、法務大臣権限法の規定に基づき、県が、法務大臣に対して訴訟の実施を請求し、国と役割を分担しながら対応している状況において、本件開示請求に係る意見書の作成については環境省がその役割を担当し、当該意見書における「農家」との記載は、国が共有する訴訟提出資料を基に行っているため、本件開示請求 1、2、3 及び 4 に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

よって、本件開示請求 1、2、3 及び 4 に係る不存在による不開示決定は、妥当である。

（ 2 ）本件開示請求 5 及び 6 について

異議申立人は、本件訴訟に係る上告受理申立て理由書にも「農家」との記載があったことに関し、環境省からの指示があったことを示す文書及び当該記載に係る根拠資料等の開示を求めている。

このため、当審査会において、当該記載について実施機関に説明を求めたところ、次のとおりであった。

ア 本件訴訟については、法務大臣権限法第7条の規定に基づき法務大臣に訴訟の実施を請求しており、国の訴訟指揮のもと、水俣病の医学的知見や公害健康被害の補償等に関する法律や制度に関する部分は主に環境省が担当し、実務的な審査の内容などについては、主に県が担当している。

イ 本件訴訟に係る上告受理申立て理由書の作成については、県が担当しているが、当該理由書における「農家」との記載は、本件訴訟に係る第一審判決において事実認定をされた職業歴から記載したものであり、環境省からの指示によるものではない。

ウ また、当該記載は、事実認定の一つとして職業歴を記載したものであり、医学的説明であるかどうかを認識して記載したものであるのではない。

本件訴訟については、法務大臣権限法の規定に基づき、県が、法務大臣に対して訴訟の実施を請求し、国と役割を分担しながら対応している状況において、上告受理申立て理由書の作成については県がその役割を担当し、当該理由書における「農家」との記載は、本件訴訟に係る第一審判決において事実認定された職業歴から県が記載したものであって、環境省からの指示はないため、本件開示請求5及び6に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

よって、本件開示請求5及び6に係る不存在による不開示決定は、妥当である。

2 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

3 付帯意見

実施機関は、不存在による不開示決定を行う場合、その理由を提示しなければならないが、この理由の提示については、開示請求者が不存在の理由を明確に認識しうるものであることが必要であると解されており、不開示情報の内容が明らかにならない限度において具体的に示さなければならない。

しかし、本件不開示決定通知書に記載された内容を見分する限り、その内容は、開示請求者が、実施機関が開示請求に係る行政文書を保有していない理由について、明確に認識しうるものとはいえない。

当審査会としては、上記のとおり本件不開示決定の妥当性を判断したところではあるが、本件不開示決定に係る理由付記については、本件訴訟における国と県の役割等について、根拠も含めて説明を加えるべきであったと考える。

今後、実施機関においては、情報公開制度の趣旨を踏まえ、不開示決定に係る理由付記の重要性を十分に認識し、適切な説明が行われることを強く望むものである。

熊本県情報公開審査会

会	長	鹿瀬島	正剛
会長職務代理者		原島	良成
委	員	石井	麻衣子
委	員	立石	邦子
委	員	井寺	美穂

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年 3月17日	・ 諮問（第166号）
平成27年 6月18日	・ 実施機関から不開示決定の理由説明書を受理
平成27年 7月23日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成27年10月21日	・ 審議
平成27年11月25日	・ 審議
平成27年12月25日	・ 実施機関からの説明聴取及び審議

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 2 8 年 1 月 2 0 日	・ 審 議
平成 2 8 年 2 月 1 7 日	・ 審 議
平成 2 8 年 3 月 1 1 日	・ 審 議